

「金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正の骨子（案）について」の パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方（回答）

1 募集期間

令和3年12月18日から令和4年1月16日まで

2 募集方法

メール、郵便、ファクシミリ又は担当課の窓口へ持参

3 意見とその理由

意見者数 2名 意見数 6件

No	いただいたご意見	金沢市の考え方
1	目的の施設や店舗がどこにあるのか見つける際に看板等は必要なものであることは言うまでもありません。しかしその大きさやデザインが目立ちすぎれば街並み景観を損ねます。ほどよい大きさ、デザインのバランスを調整することが重要であり、そうしたことを踏まえた条例基準になっていると思います。	ご意見のとおり、屋外から見える広告物は、適切な制限の下で掲出される必要があると考えています。
2	建物内部から外に向けての広告等について、屋外にあるものと、ほぼ同じように規定されることはとても重要であり、その効果が期待されます。	屋外の公衆から広告物がどう見えるかを考慮し、効果的な規制誘導を行っていきます。
3	近年の建築意匠ではガラス面を多用する傾向にあると思います。せっかくの意匠も屋内から見苦しい広告等が貼られてしまつては台無しです。	ガラスを大きく用いるなどの建築意匠の多様化や技術革新に対応しながら、今後とも的確な景観誘導を行っていきます。
4	賛成します。こうした規制が追加的に必要になった背景として、昔は難しかった建築物の大断面窓や、いわゆるガラス張りビルが相対的に容易になり、ガラスを通して室内側に広告が可能になったことがあると思います。	
5	面積基準が、屋外と屋内の広告物を合算するという点についても賛成です。	ご意見のとおり、屋外と屋内の広告物の面積を合算することで、実効性ある景観誘導を行っていきます。
6	無理にガラス張りにして経費をかけ過ぎないように、建築主の過剰出費を計画時から抑制するアナウンス効果も期待できるため、重要と思います。	景観に支障のある広告物の表示が未然に抑止されるよう、広く発信していきます。